



宮 崎 県 公 報

平成29年12月14日 (木曜日) 第 2954 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則	
○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則…… (建築住宅課) 1	
告 示	
○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 2	
○保安林の指定解除の予定の通知 (2件) …… (“) 2	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2	
○道路の供用の開始…………… (“) 3	
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 3	
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 4	

公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (2件) …… (商工政策課) 6	
○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 7	
○県民栄誉賞の受賞者の名称及びその事績…………… (畜産振興課) 7	
○都市計画の決定図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 7	
○都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (“) 7	
○建築士の懲戒処分…………… (建築住宅課) 8	
○二級建築士試験の合格者の決定…………… (“) 8	
○落札者等の公告…………… 8	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 9	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 9	
海区漁業調整委員会指示	
○漁業法に基づく指示…………… 9	

規 則

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第51号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成9年宮崎県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(家賃決定通知)	(家賃決定通知)
第10条 知事は、条例第11条第1項本文(条例第64条において準用する場合を含む。)の規定による家賃の額について、県営住宅入居決定通知書若しくは期限付一般県営住宅入居決定通知書又は収入認定通知書(別記様式第14号)により入居決定者又は入居者に通知するものとする。	第10条 知事は、条例第11条第1項本文又は第3項(これらの規定を条例第64条において準用する場合を含む。)の規定による家賃の額について、県営住宅入居決定通知書若しくは期限付一般県営住宅入居決定通知書又は収入認定通知書(別記様式第14号)により入居決定者又は入居者に通知するものとする。
2 [略]	2 [略]
(家賃の減免基準)	(家賃の減免基準)
第12条 条例第13条(条例第28条第4項、第29条第8項、第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。次条及び第14条において同じ。)の規定による家賃の減免は、次に掲げる事項を基準として行うものとする。	第12条 条例第13条(条例第28条第5項、第29条第8項、第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。次条及び第14条において同じ。)の規定による家賃の減免は、次に掲げる事項を基準として行うものとする。
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
(収入超過者等に対する措置)	(収入超過者等に対する措置)

第25条 [略] 2・3 [略] 4 知事は、条例第28条第3項（ <u>条例第64条において準用する場合を含む。</u> ）又は第29条第5項（ <u>条例第64条において準用する場合を含む。</u> ）の規定による家賃の額について、収入認定通知書により入居者に併せて通知するものとする。 5～8 [略]	第25条 [略] 2・3 [略] 4 知事は、条例第28条第3項若しくは第4項又は第29条第5項（ <u>これらの規定を条例第64条において準用する場合を含む。</u> ）の規定による家賃の額について、収入認定通知書により入居者に併せて通知するものとする。 5～8 [略]
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成28年宮崎県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（条例別表第1の規則で定める事務） 第2条 [略] 2～4 [略] 5 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。 （1） [略] （2） 県営住宅条例第64条において準用する県営住宅条例第11条第1項又は第28条第3項の規定による家賃の決定に関する事務 （3） 県営住宅条例第62条又は第64条において準用する県営住宅条例第13条（ <u>県営住宅条例第28条第4項及び第29条第8項において準用する場合を含む。</u> ）の家賃の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 （4）～（9） [略] 6～8 [略]	（条例別表第1の規則で定める事務） 第2条 [略] 2～4 [略] 5 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。 （1） [略] （2） 県営住宅条例第64条において準用する県営住宅条例第11条第1項 <u>若しくは第3項</u> 又は第28条第3項 <u>若しくは第4項</u> の規定による家賃の決定に関する事務 （3） 県営住宅条例第62条又は第64条において準用する県営住宅条例第13条（ <u>県営住宅条例第28条第5項及び第29条第8項において準用する場合を含む。</u> ）の家賃の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 （4）～（9） [略] 6～8 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 664号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成29年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字吉野字下棟ヶ谷5747・字上桜ヶ谷5753-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、5753-3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 665号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除に係る保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字広瀬1064-5
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

宮崎県告示第 666号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除に係る保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字広瀬1064-12
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

宮崎県告示第 667号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年12月14日から平成29年12月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
39	県道	西都南郷線	東臼杵郡美郷町南郷上渡川字橋野原2973番1地先から同郡同町南郷上渡川字荒木谷2970番3地先まで	旧	5.9～19.7	189.3
				新	11.3～27.0	189.3

宮崎県告示第 668号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年12月14日から平成29年12月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南郷線	東臼杵郡美郷町南郷上渡川字橋野原2973番1地先から同郡同町南郷上渡川字荒木谷2970番3地先まで	平成29年12月14日

宮崎県告示第 669号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
都 城 市	上 勢 西 1	I - 1 - 0742	急傾斜地の崩壊

	上 勢 西 2	I - 1 - 0743	急傾斜地の崩壊
	田 中 - 1	I - 1 - 3284	急傾斜地の崩壊
	上勢西-1	II - 1 - 5280	急傾斜地の崩壊
	上勢西-2	II - 1 - 5281	急傾斜地の崩壊
	田 中 - 3	II - 1 - 5294	急傾斜地の崩壊
三 股 町	谷 谷	04- 341- 1 - 010	土 石 流
	小鷲巣谷1	04- 341- 1 - 014	土 石 流
	小鷲巣谷2	04- 341- 1 - 015	土 石 流
	中野谷2	04- 341- 2 - 024	土 石 流
	上 之 園	I - 1 - 0610	急傾斜地の崩壊
	上之園-新①	I - 1 - 0610-新①	急傾斜地の崩壊
	樺山中村	I - 1 - 0611	急傾斜地の崩壊
	今 市	I - 1 - 2074	急傾斜地の崩壊
	寺 柱 - 2	I - 1 - 3225	急傾斜地の崩壊
	中米満-1	I - 1 - 3230	急傾斜地の崩壊
	花 見 原	II - 1 - 5012	急傾斜地の崩壊
	花見原-新①	II - 1 - 5012-新①	急傾斜地の崩壊
	山 田 - 2	II - 1 - 5014	急傾斜地の崩壊
	中米満-2	II - 1 - 5016	急傾斜地の崩壊
	中米満-3-新①	II - 1 - 5017-新①	急傾斜地の崩壊
	大鷲巣-1	II - 1 - 5019	急傾斜地の崩壊
小鷲巣-1	II - 1 - 5022	急傾斜地の崩壊	
小鷲巣-2	II - 1 - 5023	急傾斜地の崩壊	
小鷲巣-3	II - 1 - 5024	急傾斜地の崩壊	
小鷲巣-4	II - 1 - 5025	急傾斜地の崩壊	

	政矢谷-2	II-1-5039	急傾斜地の崩壊		松 株 川	11-442-2-046	土 石 流
	小鷺巣-5	II-2-0347	急傾斜地の崩壊		小 菅 川	11-442-2-047	土 石 流
	小鷺巣-5 -新①	II-2-0347-新①	急傾斜地の崩壊		萱 野 川	11-442-2-048	土 石 流
	勝 岡 2 0	III-1-9464	急傾斜地の崩壊		平 清 水	I-1-1943	急傾斜地の崩壊
	勝 岡 2 1	III-1-9465	急傾斜地の崩壊		小 菅	II-1-2262	急傾斜地の崩壊
	勝 岡 2 2	III-1-9466	急傾斜地の崩壊		小菅-新①	II-1-2262-新①	急傾斜地の崩壊
	上 米 満	III-1-9472	急傾斜地の崩壊		松 株	II-1-8260	急傾斜地の崩壊
	谷 - 2	III-1-9473	急傾斜地の崩壊		小 菅 - 1	II-1-8261	急傾斜地の崩壊
	寺 柱 - 5	III-1-9477	急傾斜地の崩壊		菅 野 - 2	II-1-8263	急傾斜地の崩壊
	高 畑 3	III-1-9478	急傾斜地の崩壊		吐の内-2	II-1-8265	急傾斜地の崩壊
					吐の内-2 -新①	II-1-8265-新①	急傾斜地の崩壊
綾 町	広沢ダム谷 川	06-383-1-001	土 石 流	五ヶ瀬町	屋所(2)	11-443-2-030	土 石 流
	北上畑谷川	06-383-1-012	土 石 流		坂本川(2)	11-443-2-049	土 石 流
	川 中 川	06-383-1-013	土 石 流		向 園 川	11-443-2-050	土 石 流
	東水窪谷川	06-383-1-014	土 石 流		牧	I-1-2003	急傾斜地の崩壊
	宇 都 谷 川	06-383-2-001	土 石 流		坂 狩	I-1-2005	急傾斜地の崩壊
	水 窪 谷 川	06-383-2-002	土 石 流		向 藪	II-1-8414	急傾斜地の崩壊
	麓	I-1-0984	急傾斜地の崩壊		坂 狩 - 2	II-1-8417	急傾斜地の崩壊
	水 窪	I-1-0987	急傾斜地の崩壊				
	小田爪-1	I-1-3365	急傾斜地の崩壊				
	宇 都	II-1-0986	急傾斜地の崩壊				
	水 久 保	II-1-5902	急傾斜地の崩壊				
	水久保-新 ①	II-1-5902-新①	急傾斜地の崩壊				
	尾 立	II-1-5903	急傾斜地の崩壊				
日之影町	平 清 水 川	11-442-1-021	土 石 流				
	平清水川(1)	11-442-1-022	土 石 流				

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び所管の土木事務所等に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 670号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年12月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
都 城市	上 勢 西 1	I-1-0742	急傾斜地の崩壊

	上勢西 2	I-1-0743	急傾斜地の崩壊		政矢谷-2	II-1-5039	急傾斜地の崩壊
	田中-1	I-1-3284	急傾斜地の崩壊		小鷺巣-5	II-2-0347	急傾斜地の崩壊
	上勢西-1	II-1-5280	急傾斜地の崩壊		小鷺巣-5 -新①	II-2-0347-新①	急傾斜地の崩壊
	上勢西-2	II-1-5281	急傾斜地の崩壊		勝岡 2 0	III-1-9464	急傾斜地の崩壊
	田中-3	II-1-5294	急傾斜地の崩壊		勝岡 2 1	III-1-9465	急傾斜地の崩壊
三股町	谷 谷	04-341-1-010	土 石 流		勝岡 2 2	III-1-9466	急傾斜地の崩壊
	小鷺巣谷 1	04-341-1-014	土 石 流		上 米 満	III-1-9472	急傾斜地の崩壊
	小鷺巣谷 2	04-341-1-015	土 石 流		谷 - 2	III-1-9473	急傾斜地の崩壊
	中野谷 2	04-341-2-024	土 石 流		寺柱-5	III-1-9477	急傾斜地の崩壊
	上之園	I-1-0610	急傾斜地の崩壊		高畑 3	III-1-9478	急傾斜地の崩壊
	上之園-新 ①	I-1-0610-新①	急傾斜地の崩壊	綾 町	広沢ダム谷 川	06-383-1-001	土 石 流
	榊山中村	I-1-0611	急傾斜地の崩壊		北上畑谷川	06-383-1-012	土 石 流
	今 市	I-1-2074	急傾斜地の崩壊		川 中 川	06-383-1-013	土 石 流
	寺柱-2	I-1-3225	急傾斜地の崩壊		東水窪谷川	06-383-1-014	土 石 流
	中米満-1	I-1-3230	急傾斜地の崩壊		宇都谷川	06-383-2-001	土 石 流
	花見原	II-1-5012	急傾斜地の崩壊		水窪谷川	06-383-2-002	土 石 流
	花見原-新 ①	II-1-5012-新①	急傾斜地の崩壊		麓	I-1-0984	急傾斜地の崩壊
	山田-2	II-1-5014	急傾斜地の崩壊		水 窪	I-1-0987	急傾斜地の崩壊
	中米満-2	II-1-5016	急傾斜地の崩壊		小田爪-1	I-1-3365	急傾斜地の崩壊
	中米満-3 -新①	II-1-5017-新①	急傾斜地の崩壊		宇 都	II-1-0986	急傾斜地の崩壊
	大鷺巣-1	II-1-5019	急傾斜地の崩壊		水 久 保	II-1-5902	急傾斜地の崩壊
	小鷺巣-1	II-1-5022	急傾斜地の崩壊		水久保-新 ①	II-1-5902-新①	急傾斜地の崩壊
	小鷺巣-2	II-1-5023	急傾斜地の崩壊		尾 立	II-1-5903	急傾斜地の崩壊
	小鷺巣-3	II-1-5024	急傾斜地の崩壊	日之影町	平清水川	11-442-1-021	土 石 流
	小鷺巣-4	II-1-5025	急傾斜地の崩壊		平清水川 (1)	11-442-1-022	土 石 流

	松 株 川	11- 442- 2 - 046	土 石 流	2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成30年7月30日 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1, 244㎡ 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (1) 駐車場の位置及び収容台数 店舗敷地内西側（駐車場No.1） 39台 店舗敷地南西側（駐車場No.2） 9台 合計 48台 (2) 駐輪場の位置及び収容台数 店舗建物北西側 10台 (3) 荷さばき施設の位置及び面積 店舗建物南西側 27.0㎡ (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内南西側 9.00㎡ 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時 (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所 店舗敷地西側及び隔地駐車場西側 (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで 8 届出年月日 平成29年11月29日 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成29年12月14日から平成30年4月16日まで 10 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 平成29年12月14日から平成30年4月16日まで 11 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売
	小 菅 川	11- 442- 2 - 047	土 石 流	
	萱 野 川	11- 442- 2 - 048	土 石 流	
	平 清 水	I - 1 - 1943	急傾斜地の崩壊	
	小 菅	II - 1 - 2262	急傾斜地の崩壊	
	小菅一新①	II - 1 - 2262- 新①	急傾斜地の崩壊	
	松 株	II - 1 - 8260	急傾斜地の崩壊	
	小 菅 - 1	II - 1 - 8261	急傾斜地の崩壊	
	菅 野 - 2	II - 1 - 8263	急傾斜地の崩壊	
	吐の内- 2	II - 1 - 8265	急傾斜地の崩壊	
	吐の内- 2 - 新①	II - 1 - 8265- 新①	急傾斜地の崩壊	
五ヶ瀬町	屋所（2）	11- 443- 2 - 030	土 石 流	
	坂本川（2）	11- 443- 2 - 049	土 石 流	
	向 園 川	11- 443- 2 - 050	土 石 流	
	牧	I - 1 - 2003	急傾斜地の崩壊	
	坂 狩	I - 1 - 2005	急傾斜地の崩壊	
	向 園	II - 1 - 8414	急傾斜地の崩壊	
	坂 狩 - 2	II - 1 - 8417	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び所管の土木事務所等に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成29年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 （仮称）ドラッグコスモス曾師店
 宮崎市吉村町ハシテ甲2386-30 外

店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成29年12月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ブックスミスミ日向店
日向市大字財光寺字桃ノ木 493番1 外9筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社M i s u m i 代表取締役社長 岡恒憲
鹿児島県鹿児島市卸本町7番地20
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社M i s u m i 代表取締役社長 岡恒憲
鹿児島県鹿児島市卸本町7番地20
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年7月31日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,018.36㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物南東側 83台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物北東側（駐輪場No.1） 16台
建物東側（駐輪場No.2） 8台
合計 24台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南西側 27㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南西側（廃棄物等保管施設No.1） 4.20㎡
建物内南西側（廃棄物等保管施設No.2） 3.06㎡
合計 7.26㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から翌午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物北東側及び南東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成29年11月30日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城

県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成29年12月14日から平成30年4月16日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成29年12月14日から平成30年4月16日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新富土地改良区（新富町）から平成29年10月26日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成29年12月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県県民栄誉表彰規則（平成12年宮崎県規則第127号）第2条の規定により、平成29年11月23日付けで県民栄誉賞を受けたものの名称及びその事績は、次のとおりである。

平成29年12月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 名称
第11回全国和牛能力共進会宮崎県推進協議会
- 2 事績
第11回全国和牛能力共進会において、各部門での優秀な成績をはじめ、3大会連続で内閣総理大臣賞を獲得する快挙を成し遂げ、県民に大きな感動と勇気を与えとともに、真の意味での「口蹄疫からの復興」と「日本一の宮崎牛」の真価を全国に広く示した。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年12月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
国富町
- 2 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画その他の処理施設
国富町し尿等下水道投入施設
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県高岡土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年12月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

<p>1 都市計画を定める者の名称 国富町</p> <p>2 都市計画の種類及び名称 宮崎広域都市計画下水道 国富浄化センター</p> <p>3 縦覧場所 宮崎県県土整備部都市計画課 宮崎県高岡土木事務所</p>	<p>29-10</p> <p>29-11</p> <p>29-12</p> <p>29-13</p>	<p>8F-10439P</p> <p>8F-10581Y</p> <p>8F-10595Y</p> <p>8F-10610K</p>																					
<p>建築士法（昭和25年法律第 202号）第10条第 1 項の規定により、 次のとおり建築士の懲戒処分をした。 平成29年12月14日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p>	<p>29-14</p> <p>29-15</p>	<p>8F-10624K</p> <p>8F-10737L</p>																					
<p>1 処分をした年月日 平成29年12月 5 日</p> <p>2 処分を受けた建築士 (1) 氏名 山下 友満 (2) 二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士 (3) 登録番号 宮崎県知事登録第4725号</p> <p>3 処分の内容 業務停止 1 月</p> <p>4 処分の原因となった事実 建築士事務所の登録を受けないで、工事監理を業として行った 。</p>	<p>29-16</p> <p>29-17</p> <p>29-18</p> <p>29-19</p> <p>29-20</p> <p>29-21</p> <p>29-22</p> <p>29-23</p>	<p>8F-20058R</p> <p>8F-20067K</p> <p>8F-20089L</p> <p>8F-20103L</p> <p>8F-20122Y</p> <p>8F-20146M</p> <p>8F-20210N</p> <p>8F-20246P</p>																					
<p>建築士法（昭和25年法律第 202号）第13条の規定により実施した 平成29年二級建築士試験の合格者の合格番号及び受験番号は、次の とおりである。 平成29年12月14日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>二級建築士（合格者29名）</p>	<p>29-24</p> <p>29-25</p> <p>29-26</p> <p>29-27</p> <p>29-28</p> <p>29-29</p>	<p>8F-20276Y</p> <p>8F-20331R</p> <p>8F-20345R</p> <p>8F-20388Y</p> <p>8F-20402Y</p> <p>8F-20419M</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>合格番号</th> <th>受験番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>29- 1</td><td>8F-10079L</td></tr> <tr><td>29- 2</td><td>8F-10097R</td></tr> <tr><td>29- 3</td><td>8F-10134K</td></tr> <tr><td>29- 4</td><td>8F-10140Y</td></tr> <tr><td>29- 5</td><td>8F-10225K</td></tr> <tr><td>29- 6</td><td>8F-10282L</td></tr> <tr><td>29- 7</td><td>8F-10321R</td></tr> <tr><td>29- 8</td><td>8F-10381M</td></tr> <tr><td>29- 9</td><td>8F-10420Y</td></tr> </tbody> </table>	合格番号	受験番号	29- 1	8F-10079L	29- 2	8F-10097R	29- 3	8F-10134K	29- 4	8F-10140Y	29- 5	8F-10225K	29- 6	8F-10282L	29- 7	8F-10321R	29- 8	8F-10381M	29- 9	8F-10420Y			<p>落札者等の公告 随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。 平成29年12月14日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 随意契約に係る特定役務の名称 県有施設評価システム等構築業務</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県総務部総務課ファシリティマネジメント推進担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号</p> <p>3 随意契約の相手方を決定した日 平成29年10月16日</p> <p>4 随意契約の相手方の氏名及び住所</p>
合格番号	受験番号																						
29- 1	8F-10079L																						
29- 2	8F-10097R																						
29- 3	8F-10134K																						
29- 4	8F-10140Y																						
29- 5	8F-10225K																						
29- 6	8F-10282L																						
29- 7	8F-10321R																						
29- 8	8F-10381M																						
29- 9	8F-10420Y																						

- 株式会社オーイーシー
大分市東春日町17番57号
- 5 随意契約に係る契約金額
27,000,000円

6 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号に基づく随意契約

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第90号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成29年12月1日現在次のとおりである。

平成29年12月14日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,534人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 215,833人

宮崎県選挙管理委員会告示第91号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成29年12月1日現在次のとおりである。

平成29年12月14日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

宮崎市選挙区 111,145人
都城市選挙区 45,843人
延岡市選挙区 35,068人
日南市選挙区 15,425人
小林市・西諸県郡選挙区 15,763人
日向市選挙区 17,222人
串間市選挙区 5,404人
西都市・西米良村選挙区 9,083人
えびの市選挙区 5,714人
北諸県郡選挙区 6,909人

東諸県郡選挙区 7,713人
児湯郡選挙区 19,595人
東臼杵郡選挙区 8,120人
西臼杵郡選挙区 5,889人

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第119号

宮崎海区におけるうみがめの採捕及びうみがめの卵の採取について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成29年12月14日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村田壽

(採捕の制限)

1 宮崎海区において、うみがめ科のおおうみがめ、あかうみがめ及びたいまい並びにこれらの卵(以下「うみがめ」という。)を採捕してはならない。ただし、次に掲げる目的をもって宮崎海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けた者については、この限りではない。

- (1) 試験研究
- (2) 増殖
- (3) 委員会が特に認めた目的

(承認の申請等)

2 うみがめの採捕にかかる承認等の手続きは次のとおりとする。

- (1) うみがめの採捕をしようとする者は、承認申請書を委員会に提出しなければならない。
委員会が承認したときは、承認証を申請者に交付する。
- (2) 承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに委員会に書換交付申請をしなければならない。
- (3) 承認証を亡失し、又は棄損したときは、速やかに再交付申請をしなければならない。

(採捕禁止期間)

3 承認を受けた者であっても、6月1日から7月31日までの期間は、うみがめを採捕してはならない。ただし、1の(1)及び(2)に掲げる者を除く。

(雌がめの採捕禁止)

4 承認を受けた者であっても、雌がめを採捕してはならない。ただし、1の(1)及び(2)に掲げる者を除く。

(承認の期間)

5 承認の有効期間は3年以内とし、この委員会指示の有効期間の満了日を超えない範囲とする。

(制限又は条件)

6 承認の制限又は条件は次のとおりとする。

- (1) 承認を受けた者は、うみがめを採捕する場合は、承認証を自ら携帯し、又は責任者に携帯させなければならない。
- (2) 承認を受けた者は、承認の有効期間終了後又は承認数に到達後、速やかに別に定める様式による報告書を委員会に提出しなければならない。なお、承認期間が1年を超える場合は、前述の報告に加えて毎年末までの報告を速やかに提出しなければならない。
- (3) 目的以外の採捕をしてはならない。
- (4) 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。
- (5) 承認を受けた者は、当該承認がその効力を失い、又は取り消

された場合には、速やかにその承認証を委員会に返納しなければならぬ。

(取扱要領)

7 この指示に定めるもののほか、採捕の承認に関する事務の取扱いについては、うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領（平成29年12月1日第398回宮崎海区漁業調整委員会定め）によるものとする。

(所持及び販売の禁止)

8 承認を受けずに採捕したうみがめ（標本及びびく製を含む。）の所持及び販売をしてはならない。

(指示の有効期間)

9 この委員会指示の有効期間は、平成30年1月1日から平成32年12月31日までとする。